

庭木作業取り決め 1 2 力条

- 1, ヘルメット、安全帯を正しく装着し作業に当たる。
- 2, 作業に適した服装を着て、安全防具を身につけ、地下足袋（雨天時長靴）を着用する。（スニーカーは使用不可）
- 3, 脚立、ハシゴは正しく設置し、転倒防止のため樹木に縛る。（裏面参照）。
- 4, 脚立、ハシゴから身を乗り出して等の不安全な状態で作業に当たらない。
- 5, チェンソー、トリマー等の機材を使用する場合は、正しく安全に使用し、怪我をしないように注意するとともに、騒音等、近隣宅への声掛け等の配慮を行う。
- 6, 「作業中」の看板を立て、周辺に注意喚起する。
- 7, 朝礼時危険予知について、全員で話し合う習慣をつけ、危険を取り除いてから作業にあたる。指差し呼称を行う。
- 8, 枯れ枝を切り、中をすかせるように風通しの良い剪定を心がける。表面だけを刈るような剪定はしない。
- 9, くれぐれも刈り過ぎに注意し、強剪定は避ける。
- 1 0, お客様の意向を必ず確認し、自分の判断で作業しない。
- 1 1, シルバー人材センターの信用を失わないよう、意識を高く持ち、マナーとルールを守り作業にあたる。
- 1 2, 不安全の状態、不安全な行動から事故が発生します。安全が確保されない場合は作業を中止する。

事故はシルバー人材センターの評判を悪くします。

「つもり・はず・たぶん・だろうが事故のもと」

（公社）柏崎市シルバー人材センター